明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕

○企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（内閣府五五）　一

〔省　令〕

○国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働・国土交通三）　二

○高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令（国土交通五九）　三

〔告　示〕

○特定国外派遣組織を指定する件（総務三〇九～三一三）　四

○日本国に帰化を許可する件（法務四三八）

○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件（同四三九～四四二）

○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件の一部を改正する件（同四三）　四

○公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第八条に規定する責任準備金相当額の算出方法の一部を改正する件（厚生労働三一九）　五

○高齢者の居住の安定の確保に関する基本的な方針の一部を改正する件（厚生労働・国土交通三）　六

○国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第十五条第一項及び第二項の国土交通大臣及び厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件（同四）　七

○国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第十五条の二第一項及び第二項の国土交通大臣及び厚生労働大臣が定める基準（同五）　八

○保安林の指定施業要件を変更する件（農林水産一五七四～一五七八）　九

○建設業法に基づく登録監理技術者講習事務の廃止の届出があった件（国土交通九三八）

○宅地建物取引業法施行規則第十三条の十六の規定に基づく登録実務講習の登録の件（同九三九）

○登録基幹技能者講習実施機関の登録事項の変更の届出があった件（同九四〇）

○道路に関する件（東北地方整備局一七七～一八一）

○道路に関する件（関東地方整備局二七一、二七二）

○道路に関する件（北海道開発局二〇五～二〇七）

〔叙位・叙勲〕　一〇

〔皇室事項〕　二

〔官庁報告〕

官庁事項

旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知（外務省）　二

〔公　告〕

諸事項

官庁

財団、公示送達、無縁墳墓等改葬関係　二

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　二七

特殊法人等

平成二十七年度国家公務員共済組合連合会職員共済組合の決算関係　二七

会社その他

府　令

○内閣府令第五十五号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十四条の五第四項の規定に基づき、企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十八年八月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二項第一号ヲ中「方法。」を「方法」に、「(1)及び(2)」を「次の(1)から(3)まで」に改め、同号ヲに次のように加える。

(3)　特定譲渡制限付株式（所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第八十四条第一項に規定する特定譲渡制限付株式をいう。以下(3)において同じ。）を当該特定譲渡制限付株式に係る株券の発行者又はその関係会社の役員、会計参与又は使用人に割り当てる方法

第十九条第二項第九号中「第四十八条の三第二項」を「第四十六条の三の二第二項」に、「第四十九条の三第二項」を「第四十六条の四の六第二項」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この府令は、公布の日から施行する。ただし、第十九条第二項第九号の改正規定は、平成二十八年九月一日から施行する。

（経過措置）

2　この府令による改正後の企業内容等の開示に関する内閣府令の規定は、この府令の施行の日以後に開始する有価証券の募集又は売出し（金融商品取引法第四条第四項に規定する有価証券の募集又は売出しをいう。以下同じ。）について適用し、同日前に開始した有価証券の募集又は売出しについては、なお従前の例による。